平成２１年（フ）第１００９７号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、住民票上の住所大阪府茨木市中津町22番38号
債務者　北尾　　明
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５０号
大阪市城東区野江３丁目29番11号
債務者　新田伊津代
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９１号
大阪府茨木市島４丁目13番５号
債務者　中山　晃一
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７１号
大阪市福島区玉川３丁目８番16号　レオパレスメゾンド玉川202号
債務者　菊地　伸也
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―910号
債務者　濵地　靖彦
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番２―203号　市営上住吉住宅
債務者　本田　絵理
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６１号
熊本市本荘６丁目14番36号
債務者　松岡　　陽
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６２号
熊本市本荘６丁目14番36号
債務者　松岡　好美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６２号
島根県安来市黒井田町88番地
債務者　青戸　明夫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４２号
愛知県岡崎市下和田町字北浦25番地１
債務者　西　　正吉
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８１号
愛知県豊田市広久手町２丁目55番地４　プラザ広久手A106号
債務者　門脇　照彦
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３６５８号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４－７－802
債務者　岸　　潔
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１１号
東京都荒川区東日暮里１丁目31―10―201
債務者　入山　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１２号
東京都荒川区東日暮里１丁目31―10―201
債務者　入山美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７９４号
東京都江戸川区小松川４丁目72―12　シナトラ・東・H・D202
債務者　登山　絵美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７９６号
東京都福生市武蔵野台１丁目15―18―105
債務者　蟹澤　耕三
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８１７号
神奈川県相模原市東林間５丁目５－８
債務者　大柴千枝美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部